

## 日本学術会議第5期会員の選挙について

この度日本学術会議中央選挙管理委員会から下記事項の周知徹底方に関し依頼がありましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 選挙期日および選挙権、被選挙権について

従前の選挙期日より20日早く、本年11月20日に、日本学術会議第5期会員の選挙が行われますが、選挙し、または選挙されるためには、日本学術会議事務局に備えた有権者名簿に登録される手続をとらねばなりません。

#### 2. 選挙規則改正の要点について

今般日本学術会議会員選挙規則の一部が改正されましたから、特に左記事項に御留意下さい。

##### 1 第4期(昭和31年の選挙)有権者の登録手続

第4期に有権者であった者は、引続き次回選挙の有権者となるために、あらためて登録用カードを提出する必要はなくなりました。第4期有権者については、第5期会員選挙のための資格審査を、第4期会員選挙の際提出された登録用カードにより行ない、その結果不認定となった方には、不認定通知を2月上旬に発送しました。それ以外の第4期有権者はすべて認定されていますから、今回あらためて登録の手続をする必要はありません。

しかし、第4期に登録されている所属以外の部または専門で第5期の登録を求めようとする方は、「第5期の登録に際しては、現在の所属部または専門への登録を希望しない旨」の申請書(本人が署名押印のこと)を添えて、きたる5月8日までに、次の2項に準じ新たに登録を求めて下さい。

##### 2 第4期有権者以外の有資格者の登録手続

第4期有権者以外の有資格者が新たに登録を求めようとするときは、登録用カードを随時提出できます。但し、第5期会員選挙の有権者となるためには、きたる5月8日までに本管理委員会に同カードを必着するよう

に提出しなければなりません。

5月9日以後に到着した登録カードは、本管理会で整理保管して、次回(昭和37年)の会員選挙の登録用カードとして取扱います。

#### 3 有権者の異動届

有権者は、氏名、現住所、本籍地、勤務機関および職名、勤務地のいずれかに異動があったときは、その都度直ちに、本人から直接様式第1により、本管理委員会に届け出なければなりません。(本人死亡のときは遺族より。)もしこれを怠るときは、選挙権を行使できないことがあります。投票実施後もこの届は履行して下さい。

#### 3. 登録用カード用紙の請求について

1 登録用カード用紙の請求は個人ごとに請求する建前になっていますから、様式第2により葉書で本管理委員会宛に請求して下さい。

2 便宜上大学、研究機関に対して、第4期有権者以外の有資格者の名簿提出を依頼し、その提出された名簿に基き、本管理委員会より登録用カード用紙を各人あて送付します。従って、本管理委員会より名簿提出を依頼された大学、研究機関に現在勤務している方は、なるべくその所属機関を通じて登録用カード用紙を請求して下さい。

この際大学、研究機関からの名簿による登録用カード用紙の請求と、個人請求とが重複しないよう特に注意して下さい。

付記。様式第1、様式第2が必要な会員は本学会事務局あて御連絡下さい。



当学会から第5期会員候補者の推薦について本年行われる第5期会員選挙に当り4月末日迄にとじ込み葉書で御意見を御寄せ下さい。

## 基礎科学研究の推進について\*

\* 日本学術会議事務総長、本田弘人氏より1月20日付で周知方を依頼され、2月7日の本学会常任理事会の決議により本誌上に載せることになった。この声明に対して御意見がありましたら、お知らせ下さい。

声 明

1958・10・24

日本学術会議第27回総会

技術革新の基盤である基礎科学の進歩は、欧米では、